## 若者に広がる「人を紹介すればもうかる」 誘いに要注意!

## 事例

高校の先輩から「もうけ話がある」 と誘われ、一緒に



## いひとことアドバイス

- ●友人や知人からの誘いで、外貨や暗号資産(仮想通貨)などのもうけ話を持ちかけられ「人を紹介すれば報酬が得られる」などと強調されて、よく理解できないまま契約させられてしまうケースが多くみられます。「人を紹介すると…」や「誰かを勧誘すると…」など言われたら要注です。友人や知人からの誘いでも冷静に判断しましょう。
- ●「お金がない」という断り方をする と、事業者に消費者金融での借金や
- クレジットカードの作成を勧められるケースがあります。その際に勤務先・アルバイト先や収入等について嘘をつくように言われても、絶対に応じないでください。
- ●一連の取引が特定商取引法の 連鎖販売取引に該当する場合は、 クーリング・オフや中途解約をする ことができます。
- ●不安なときは、お住まいの自治体の 消費生活センター等にご相談ください (消費者ホットライン188)。

さぽーとくん

発行: 独立行政法人国民生活センター 本文イラスト: 黒崎 玄